

5

3階建て建物への直結直圧給水

5 3階建て建物への直結直圧給水

1 解説

3階建て建物への直結直圧給水の設計及び施工並びに維持管理等に関し必要な事項を定め、フレッシュ給水の普及を図る。なお、下記内容は3階建て建物への直結直圧給水施行基準に準拠するものである。

2 適用要件

- (1) 直結直圧給水は、3階建て以下の1戸建専用住宅(2世帯住宅を含む)、共同住宅及び事務所等とする。
- (2) 分岐が可能な配水管口径は75mm以上とする。
- (3) 配水管の最小動水圧が0.25Mpa以上であること。
- (4) 配水管から分岐可能な給水管口径は、配水管口径の1ランク以下の口径とする。
- (5) 給水できる給水栓の高さは、分岐道路面より8m以下とする。

3 給水装置の構造

給水装置は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 給水装置の設置は、1敷地につき2箇所までとする。
- (2) 量水器口径は1戸建専用住宅、共同住宅においては25mm以上、事務所等については給水管口径決定計算書により、量水器口径を決定する。ただし、各階量水器格納庫(以下「PS」という。)内に量水器を設置する共同住宅等においては、20mm以上とする。
- (3) 量水器から各階までの配管口径は、1戸建専用住宅・共同住宅においては25mm、各階PS内に量水器を設置する共同住宅等においては20mm以上とする。
- (4) 共同住宅等で立ち上がり管が複数となる場合は、原則として1階PS内立ち上がり管に第2仕切弁を設置する。

4 事前協議

- (1) 3階建て建物への直結直圧給水を行う場合は、あらかじめ3階建て建物への直結直圧給水協議書(3階建て建物への直結直圧給水施行基準第1号様式)を管理者に2部提出し、事前協議を行うものとする。
- (2) 3階建て建物への直結直圧給水協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- ア 案内図
- イ 配置図
- ウ 給水管系統図(平・立面図)
- エ 給水管口径決定計算書(専用住宅、共同住宅等は除く)
- オ 配水管の自記録水圧測定表
- カ PSの平・立面図
- キ 3階建て建物への直結直圧給水に係る誓約書(3階建て建物への直結直圧給水施行基準第2号様式)

ク その他必要とする図書

- (3) 3階建て建物への直結直圧給水の申込みは、事前協議の結果に基づき設計を行い、給水装置工事の申し込みを行うものとする。
- (4) 事前協議の内容に変更があった場合は、再協議を行い、改めて承諾を得るものとする。
- (5) 事前協議審査の結果、適合と認めた場合は3階建て建物への直結直圧給水承諾書（3階建て建物への直結直圧給水施行基準第3号様式）を交付する。

5 給水戸数

共同住宅等における給水管口径ごとの給水戸数は次表のとおりとする。ただし、共用栓は戸数に含まないものとする。

表 5-1…給水管口径別給水可能戸数表

分岐口径(mm) (3階直結給水)	給水可能戸数	
	ファミリータイプ	ワンルームタイプ
Φ75	24戸	33戸
Φ50	9戸	12戸
Φ40	6戸	9戸
Φ25	1戸	1戸

6 配管上の留意事項

- (1) 共同住宅等のPSの基準は次のとおりとする。
- ① 有効スペース
 - ・ 1個設置の場合は、間口 600 mm、奥行 400 mm、高さ 500 mm以上
 - ・ 2個上下の場合は、間口 600 mm、奥行 500 mm、高さ 700 mm以上
 - ・ 2個左右の場合は、間口 900 mm、奥行 400 mm、高さ 500 mm以上
 - ② 量水器前後の配管は、次のいずれかのユニットにて施工する。
 - ・ 共同住宅用標準波状継手ユニット
(JWWA G-369 認証品)
 - ・ 共同住宅用メーターユニット
(JWWA 基本基準認証品 板パッキン・停水ハンドル仕様)
 - ③ PS開口部は、共用スペース側（廊下等）とし、部屋内には設置しない。
 - ④ 量水器は、開口部正面で、交換に支障がないようなるべく低く、手前に設置する。
 - ⑤ 量水器は発泡スチロールの保温カバー（検針が容易な開閉可能なもの）で覆い、配管についてはすべて保温材を用いて防寒措置をする。
 - ⑥ 量水器の検針及び交換作業等に支障がないよう、量水器に保護カバーをし

た状態で、上部に 400 mm以上の空間を確保し、かつ空間部分には、ガス・電気・給湯等の配管、配線を行わない。また、ガスメーターとの離隔を 100 mm以上確保する。

- ⑦ ガスメーターが設置されているときには、必ず防爆措置として開口部扉上下にガラリ等（100 cm²以上）の通気口を設ける。
- ⑧ PS 内に設ける自動排気弁については止水栓を設け、F L より高さ 1,500 mm 以上とする。
- ⑨ PS 内以外の箇所に量水器を設置する場合、共用量水器の位置、配管等は企業団の指定のとおりする。

7 その他

- (1) 既存建物の 3 階直結直圧給水への切替えについては、この基準に定めるもののほか別に協議するものとする。

参考資料

3 階建て建物への直結直圧給水のフロー図

